

歴史と文化の環境税条例を3年延長しました

問い合わせ 税務課 歴史と文化の環境税推進係 (☎内線380)

平成15年に導入した歴史と文化の環境税は、来訪者や駐車場事業者、市民の皆さんのご協力のもと、本年5月で19年目を迎えました。

本年5月22日で太宰府市歴史と文化の環境税条例の適用期限を迎えることに伴い、昨年8月から太宰府市税制審議会にて、「この制度を今後も続けていくか」など、慎重に審議を重ねてもらい、さまざまな意見が出されました。結論として、「現状のまま3年間継続することが望ましい」との答申を受けました。

本市は、答申を尊重し、この制度を継続することを決定し、条例を3年間延長する改正案を昨年12月議会に提案し可決されました。そして、本年3月に総務大臣の同意を得たことにより、令和6年5月22日まで延長されることになりました。

今後とも、本市のまちづくりの貴重な財源として有効に活用します。
これからも、皆さんのご理解、ご協力をよろしくお願いします。

歴史と文化の環境税とは

本市固有の歴史的文化遺産及び観光資源等の保全と整備を図り、環境にやさしい「歴史とみどり豊かな文化のまち」を創造するために、市内にある一時有料駐車場に駐車する行為1回につき、バイク50円、普通車100円、マイクロバス300円、大型バス500円を課税するまちづくりのための法定外普通税です。

身近な事業に有効活用されています

使いみちについては、太宰府市歴史と文化の環境税運営協議会でのさまざまな意見にもとづき事業を決定しています。

※条例や税の使いみちについてなど、詳しくは市ホームページの歴史と文化の環境税のコーナーに掲載しています。

☞ http://www.city.dazaifu.lg.jp/admin/soshiki/shimin_seikatu/189/365/512/index.html

歴史と文化の環境税条例 延長の流れ

税制審議会に諮問
(令和2年8月6日)



税制審議会による審議
(全4回)



税制審議会から答申
(令和2年10月22日)



市議会の可決
(令和2年12月18日)



総務大臣の同意
(令和3年3月16日)



【花いっぱい運動推進事業】
(水城跡コスモスの栽培)



【幹線道路周辺美化推進事業】
(県道美化活動)



【歴史的風致維持向上計画関連事業】
(歴史的風致形成建造物の修理)



【観光案内サイン整備事業】
(都府楼前駅看板の整備)



【交差点交通誘導警備】
(竈門神社前)



【史跡地保存管理事業】
(水城跡)